

オンラインゲームに高額請求！利用前に理解しましょう

Q クレジットカード会社からの明細で、オンラインゲームに28万円の高額な請求があることがわかった。先日、小学生の息子からオンラインゲームの登録料に700円が必要だと頼まれ、700円であればと思い、母親のクレジットカードの番号を入力し、クレジット払いをした。その後、クレジットカードの番号が記録されたままだったので、息子は有料だと分からないまま、次々とアイテムを手に入れていたようだ。支払わなくてはならないのだろうか。



A クレジット決済のために、親が入力したクレジットカードの番号が有効になっていて、子供が自分で番号を改めて入力しなくてもオンラインゲームで課金ができるしまうこともあります。クレジットカード番号の管理には十分注意しましょう。

なお、オンラインゲームは、料金体系や決済方法が多様化しており、プリペイドカード型の交通系電子マネーなどでも支払いが可能な場合もあります。よって、請求を取り下げってもらうことは非常に難しいと思われます。

オンラインゲームに関する相談が後を絶ちません。高額の請求を受けるケースもあります。

クリスマス・お正月と、子供たちはゲームをする機会が増えます。周りの大人はオンラインゲームの仕組みやフィルタリングサービスなどの利用制限について理解し、ゲームの遊び方やルールについては子供と決めておきましょう。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が、業者との連絡を行いあっせん解決するほか、必要に応じて専門の相談機関を紹介します。

消費生活相談に該当するか迷われた場合は、お気軽に松伏町消費生活センター（☎991-1854）※1 又は年末年始を除いて毎日つながる消費者ホットライン（☎188(いやや！)）へお電話ください。

※1 松伏町消費生活センター … 月～木曜日(祝日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

同和問題の解決について考える

我が国の歴史的経緯の過程で形作られた身分的差別によって、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に不当な扱いを受けてきました。これらの人々が、身元調査やインターネット上の心無い書き込みなどによって、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けるという、重大な人権問題が「同和問題」です。

今年に入ってから、全国の同和地区所在地等のインターネット上への掲載や、書籍を出版するといった事件が発生しています。これらの行為は、これまでの同和問題の解決に向けた取り組みを妨げる決して許されないものです。

こうした中で、部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や差別の実態調査などに取り組むことを求める法案が5月の国会で提出されましたが、会期中での法案成立にはいたらず継続審議となりました。

同和問題の解決には、私たち一人ひとりが、同和問題について正しい理解と認識を深め、自らの意識を見つめ直していくことが必要ではないでしょうか。

12月4日から10日までは「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。